

危機管理体制における副大臣等の役割に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十二年十二月二日

世耕弘成

参議院議長 西岡武夫殿

危機管理体制における副大臣等の役割に関する質問主意書

菅総理大臣は、十一月二十八日から十二月一日まで行われた米韓合同軍事演習に伴う不測の事態に備えるため、全閣僚に対し演習開始前日の十一月二十七日から十二月一日まで都内に待機し、官房長官の指示があれば一時間以内に担当省庁に登庁するよう指示したとされている。

民主党政権では政務三役が一体のチームとして政治主導で省庁を取り仕切ることがを標榜しており、このような危機管理体制の中で大臣以外の副大臣、大臣政務官等の果たす役割も重要であると考えられる。現に古川官房副長官は十一月二十五日の副大臣会議で政務三役一体となり事務方と連携をとってあらゆる事態に対応できる態勢をとるよう指示しているところである。

よって以下の質問をする。

一 菅総理大臣の全大臣に対する指示は遵守されたのか。演習初日の十一月二十八日の全大臣の在京状況について全て明らかにされたい。

二 十一月二十八日に在京していなかった大臣の在京していなかった理由、所在場所について、具体的に明らかにされたい。

三 危機管理体制の中で副大臣、官房副長官、大臣政務官、内閣総理大臣補佐官の果たす役割について内閣の見解を明確に示されたい。

四 今回の米韓合同軍事演習に伴う不測の事態に備えて、内閣として、副大臣、官房副長官、大臣政務官、内閣総理大臣補佐官に対してどのような指示を行ったのか。

五 演習初日の十一月二十八日の副大臣、官房副長官、大臣政務官、内閣総理大臣補佐官の在京状況について全て明らかにされたい。

六 十一月二十八日に在京していなかった副大臣、官房副長官、大臣政務官、内閣総理大臣補佐官に関し、在京していなかった理由、所在場所について具体的に明らかにされたい。

右質問する。